

旭川駅周辺かわまちづくり懇談会開催要綱

(目的)

第1条 JR旭川駅南側地区を拠点として、忠別川・牛朱別川の水辺整備・利活用により、全道サイクルルートの展開や自然環境に恵まれたラフティング等のアクティビティの推進、地域特有の観光・教育資源との有機的な連携を図り、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組（以下「かわまちづくり」という。）について検討するため、旭川駅周辺かわまちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる区域におけるかわまちづくりに係る計画の内容に関する意見交換等を行い、当該計画の策定に向けた検討を行う。

- (1) 忠別川及び牛朱別川河川区域並びにその周辺の区域
- (2) 前号に掲げる区域のほか、市長が必要と認める区域

(組織)

第3条 懇談会は、13人以内の参加者で組織する。

2 参加者は、次に掲げる者の中から市長が参加を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) かわまちづくりにかかわる団体の代表者又は役員等
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 第1項に定めるもののほか、かわまちづくりに関する意見を得るため必要があるときは、懇談会にオブザーバーを置くことができる。

(参加者の任期)

第4条 参加者の任期は、令和5年3月31日までとする。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(会議)

第6条 懇談会は、市長が招集する。

2 市長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、会議の開催に代え、参加者に対し、書面により意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は，地域振興部地域振興課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか，懇談会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和4年3月7日から施行する。